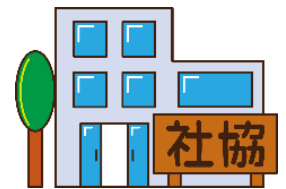




生活困窮者自立支援事業



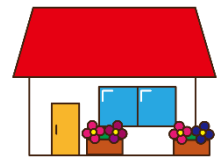
多久市生活自立支援センターだより

すてっぴ

第89号（2024年5月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。
この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

生活困窮者住居確保給付金の紹介



住居確保給付金では、**離職**などにより家賃の支払いが困難となり、住居を失った又は住居を失うおそれのある方に対し、就労活動を行うこと等を条件に、家賃相当額を支給します。

●給付内容

家賃相当分の住居確保給付金を**最長 9 か月間**支給します。

（原則 3 か月支給であり、延長・再延長の申請が必要です。）

※市役所から貸主へ直接、家賃相当額が振り込まれます。

●支給対象者

住居を失った又は住居を失うおそれのある方で、

下記のいずれかに該当する方

- ・離職・廃業後 2 年以内の方
- ・給与等が自己の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職や廃業と同等程度の状況にある方

※その他、収入要件・資産要件・求職要件等があります。

詳しくは、多久市生活自立支援センターまでお問い合わせください。

家賃が払えない
どうしよう・・・



文責 北島

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

☎ 0952-75-3593

相談時間 8:30～17:00

閉館日 土・日・祝・年末年始

時間外の相談については
事前にお問い合わせください。

相談員：北島・安藤・小野原